

特記仕様書

工事名 令和7年度 特環浅科処理区 八幡2号マンホールポンプ場 汚水ポンプ修繕
工事箇所 佐久市 桑山

第1条 目的

本修繕は、佐久市桑山にある八幡2号マンホールポンプ場の汚水ポンプが経年劣化により機能が低下したため、機器の交換を行いその機能を回復させることを目的とする。

第2条 修繕内容

1 既設No.2汚水ポンプの交換

2 発生材の適正な処分

引き上げた機器等は廃棄処分とする。

処分方法について、施工計画書に明記し、承認を得ること。

3 新品の汚水ポンプの設置

No2汚水ポンプを撤去し、新品の汚水ポンプを設置する

4 配線作業及び試運転調整

5 その他必要な業務

作業に伴う通行制限等に関する周知、各種届出、しゅん工書類作成、写真管理等

6 汚水ポンプの規格等

橋向マンホールポンプ場

製造:荏原製作所、型式:65DMV2 65.5、口径:65mm、吐出量:0.2m³/min、

揚程:13.9m、出力:5.5kW

第3条 注意事項

- 1 本修繕の施工にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。
 - (1) 日本工業規格(JIS)
 - (2) 日本電機工業会標準規格(JEM)
 - (3) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
 - (4) その他関連の法規
- 2 作業に関しては、施工計画書を提出のうえ施工すること。
- 3 施工に際して、本ポンプ場の運転管理業者である水ingAM株式会社と必ず工程協議すること。また、現場作業時は発注者もしくは施設の運転管理業者立会のもとで実施すること。
- 4 稼働中の施設で行う修繕であるため、取外し・取付け等は敏速に行い、ポンプ施設への影響をなるべく少なくすること。
- 5 修繕完了時には、試運転を行い稼働状況を確認すること。
- 6 本設計積算における機器費については、水ingAM(株)長野営業所(026-405-8341)からの見積をもとに、精査し決定している。
- 7 着手前に関係者への周知を行い、作業に伴う通行制限については道路管理者へ届け出を行い許可を得ること。また、交通誘導員等を配置し、通行者及び通行車両等の安全に留意し作業を行うこと。

第4条 その他

- 1 設計図書に特に明示してない事項であっても、工事の遂行上、当然必要なものは、請負者の負担において処理しなければならない。
- 2 その他特に定めのない事項または質疑が生じた事項については、監督員と十分協議のうえ決定すること。